

大阪市規則第115号

大阪市寄附者待遇規則の一部を改正する規則

大阪市寄附者待遇規則（昭和39年大阪市規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（寄附者の待遇） 第2条 寄附者のうち100,000円以上の金品を寄附した<u>者</u>（当該寄附に伴い地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する返礼品等の提供を受ける者を除く。）には、市長感謝状を贈呈する。 [2 略] [削る]	（寄附者の待遇） 第2条 寄附者のうち100,000円以上の金品を寄附した<u>者には</u>、市長感謝状を贈呈する。 [2 同左] <u>3</u> 寄附者のうち個人で1,000,000円以上の金品を寄附した者（本市の区域内に住所を有しない者に限る。）には、政策企画室長が定めるところにより、記念品を贈呈する。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和6年10月2日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市寄附者待遇規則の規定は、この規則の施行の日以後に金品を寄附した者について適用し、同日前に金品を寄附した者については、なお従前の例による。